

裁 決 書

審査請求人

同代理人

処 分 庁 仙台市太白福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が平成29年12月19日付けで提起した、処分庁仙台市太白福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号、以下「法」という。）第63条の規定による費用返還処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年10月2日付けH29太保護第1061-23号で請求人に対してした法第63条の規定による費用返還処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 請求人は、平成24年10月11日、処分庁に対し法に基づく生活保護（以下「保護」という。）を申請し、処分庁は同日から保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成27年12月11日、請求人が[REDACTED]に対し、請求人の[REDACTED]について調査を行い、請求人の[REDACTED]から、[REDACTED]年金を受給できる可能性があることを確認した。
- 3 請求人は、平成29年1月26日（以下特に断りのない限り日付は平成29年のものである。）、処分庁を訪れ、[REDACTED]から[REDACTED]年金の請求のための[REDACTED]を受け取り、近いうちに同年金の請求手続きを行う予定であることを処分庁の職員に伝えた。これに対して、処分庁の職員は、[REDACTED]もあることから速やかに年金請求手続きを行うよう指導するとともに、年金が遡及支給された場合は、原則、全額返還になることを説明した。
- 4 請求人は、8月23日、処分庁に対し、[REDACTED]円余りの[REDACTED]年金が請求人の預金口座に振り込まれたことを伝えるとともに、同年金の受給に伴う法第63条の規定による返還対象額（以下「本件返還対象額」という。）から、[REDACTED]及び[REDACTED]を控除して欲しい旨を申し出た。これに対して、処分庁の職員は、遡及して受給した年金については、現在まで支給した保護費と比較計算して、原則として全額を返還してもらうことを説明した。
- 5 請求人は、9月8日に処分庁を訪れ、[REDACTED]年金として[REDACTED]円を受給（以下「本件収入」という。）した旨を記載した生活保護に関する届出書、収入申告書及び同年金が振り込まれた預金通帳の写しを提出し、同通帳の写しには、[REDACTED]月[REDACTED]日に[REDACTED]円の入金が

あった旨が記載されていた。

また、請求人は本件返還対象額から上記4と同様の費用を控除して欲しい旨を再度申し出た。これに対して、処分庁の職員は、原則として年金は全額を返還してもらうことを説明した。

6 処分庁は、9月20日に請求人宅を訪問し、本件収入は、後日、法第63条の規定により返還となる旨を説明した。これに対して請求人は、[REDACTED]や[REDACTED]

[REDACTED]だけでなく、[REDACTED]

[REDACTED]も含めて、本件返還対象額から控除して欲しい旨を申し出た(以下、請求人が控除して欲しい旨申し出た費用を総称して、「本件自立更生費」という)。これに対して処分庁の職員は、請求人からの申し出については、福祉事務所として検討してから連絡することを伝えた。

7 処分庁は、9月22日に本件収入の取扱いを検討するため、ケース診断会議を開催した。同会議において、本件収入については、法第63条の規定による返還を求めることがとし、その上で、本件返還対象額から本件自立更生費を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されていることとの公平性を考慮し、真にやむを得ない理由がなければ認められないものであり、本件自立更生費は、いずれも真にやむを得ない理由には該当しないとして、自立更生費として認めることは適当でないと判断し、10月2日付けH29太保護第1061-23号で請求人に対し、法第63条の規定による費用返還処分(以下「本件処分」という)を通知した。

8 請求人は、本件処分を不服として、12月19日に、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という)を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により違法であるため、本件処分の取消しを求めている。

法第63条に基づく費用返還決定処分に当たっては、自立更生費を返還額から控除することができるとき、処分庁はこれを教示する義務を負っているが、本件処分において、請求人に対する教示は行われず、請求人に自立更生計画を作成する機会が与えられなかった。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

請求人からの本件返還対象額から本件自立更生費を控除して欲しい旨の申し出は、面談等により十分に把握していた。その上で、本件返還対象額から本件自立更生費を控除することの妥当性をケース診断会議で検討し、自立更生費として認めることは適当ではないと判断し、本件返還対象額の全額を返還させることを決定したものである。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

### 2 費用返還決定処分について

#### イ　返還対象額について

- (イ) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。
- (ロ) 法第63条に基づく費用返還義務について、「生活保護手帳別冊問答集2017」問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」では、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とし、「次の範囲」としてアからオまでの5項目が挙げられている。
- ロ　遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて
- (イ) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の記の1の(2)では、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されていることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」としている。なお、「上記(1)」とは、イの(ロ)と同趣旨の内容である。
- (ロ) 課長通知の記の1の(2)の(ア)では、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと」とされ、「以下の取扱い」として「①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること　②当該費用返還額は原則として全額となること　③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」が挙げられている。

また、同(イ)では、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する必要については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。

#### 2. 本件処分の検討について

##### (1) 請求人に対する自立更生費の教示について

請求人は、第2の1のとおり、法第63条に基づく費用返還決定処分において、保護の実施機関には自立更生費を返還額から控除できる旨の教示義務があり、これを行わなかった本件処分は違法である旨主張している。

そこで検討するに、本件のような遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、1の(2)のロの(ロ)のとおり、「③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要」である旨を請求人に説明することとされている(なお、自立更生費を返還額から控除できる旨の教示義務を規定した法令の定めは見当たらないが、当該課長通知は、(2)で述べるとおり、法第63条に基づく返還額の決定

に関する保護の実施機関の裁量が全くの自由裁量でないこと等からすると特段不合理なものではない。)。

この点について、本件事件記録によれば、第1の3から5までのとおり、遡及して受給した年金は、法第6.3条の規定により原則として全額返還してもらう必要がある旨(1の(2)のロの(ロ)の①及び②)、請求人に説明しているが、同③については、請求人に説明したとする記録は見当たらない。また、処分庁は課長通知に基づく主張をしていながら、同③の自立更生費の控除に関する説明について、一切具体的な主張をしていない。これらからすると、処分庁の対応に何ら問題がなかったとは言い難い。

しかしながら、第1の3から5までのとおり、請求人は自ら本件自立更生費の申出を行つたことを踏まえると、この点のみから本件処分が違法又は不当であったと評価することは困難である。

## (2) 本件自立更生費を本件返還対象額から控除しなかったことについて

次に、処分庁が、第1の4から7までのとおり、請求人から事前に相談がなされた本件自立更生費を認めずに、返還額から控除しなかったことについて、違法又は不当な点がないか検討する。

イ この点につき、法第6.3条は、返還すべき額について、受けた保護金額全額とせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定し、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された等、全額を返還させるのが不適当な場合も考え得るため、被保護者の生活状況を知しつし得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられる(ただし、法第6.3条の趣旨からして、当該裁量が全くの自由裁量ではないことは当然である)。そして、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、課長通知では、1の(2)のロの(ロ)のとおり、真にやむを得ない理由により控除する費用について、保護の実施機関として検討する必要があるとの方針が示されているところ、当該方針は法第6.3条の趣旨に沿うものといえる。

ロ 本件において、処分庁は、9月22日にケース診断会議を開催してその認否を検討し、本件自立更生費について、「真にやむを得ない理由」は認められないとして、これを控除せずに本件返還対象額を決定したとしているが、その判断過程においては、例えば、本件自立更生費のうち、「[REDACTED]」については、請求人が購入した[REDACTED]は具体的にどのようなもので、どのような理由で必要としていたか、「[REDACTED]」については、[REDACTED]で、請求人の生活にどのような影響を及ぼしているか、また「[REDACTED]」ことについては、年金請求のために要した必要経費の有無等といった本件自立更生費の必要性について、請求人から具体的に聞き取った記録等ではなく、検討した形跡は見当たらない(例えば、「[REDACTED]」については、これが[REDACTED]であることを聞き取った上で、[REDACTED]所持の有無や病状調査による就労可能性等を踏まえて、「真にやむを得ない理由」の有無を検討することが考えられるところ、処分庁は、「ケース診断会議で諮った」旨主張するものの(平成30年1月24日付け弁明書)、同会議の記録票から、その検討過程が見当たらない)。

したがって、本件自立更生費を真にやむを得ない理由により控除する必要があるかについての検討が不十分であったと考えざるを得ず、その上で本件処分は不適切であって合理

性を欠く。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁は、本審査請求に係る裁決後、再度処分を検討することになった場合には、第3の2の（1）のとおり、自立更生費の控除に関する説明について、処分庁の対応に何ら問題がなかったとは言い難いことから、請求人が平成30年3月19日付け反論書において主張する等についても、事前に相談をしなかった事情等を考慮の上、真にやむを得ない理由があるとして自立更生費を認めることができるかどうかを検討すべきと考える。

平成30年 6月27日

宮城県知事 村井嘉浩

